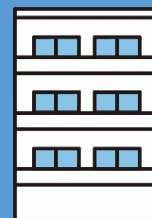


吹田市分譲マンション管理アドバイザー派遣制度の御案内



分譲マンションの管理運営で課題を抱えていませんか？

- 総会や理事会の運営について相談したい
- 管理規約を見直したい
- 管理費・修繕積立金の値上げを検討したい
- 長期修繕計画を見直す際のアドバイスがほしい
- 大規模修繕工事の進め方がわからない
- 耐震改修や建替えについて相談したい など



吹田市内の分譲マンション管理組合に専門家(マンション管理士又は一級建築士)を派遣し、課題解決をサポートします。

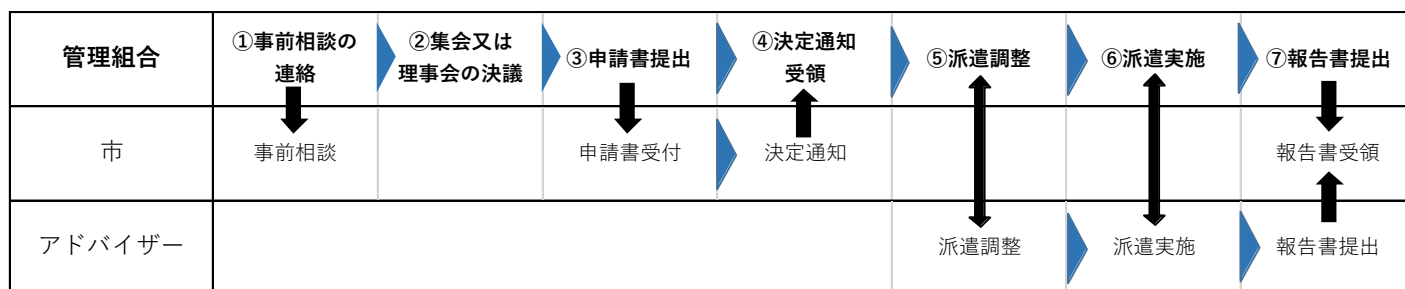
派遣費用は無料です。ぜひ御活用ください。

- **派遣対象** 吹田市内の分譲マンション管理組合等
※管理組合が組織化されていない場合は御相談ください。
※派遣の申請には、集会(総会)又は理事会の決議が必要です。
- **派遣費用** 無料(同一の管理組合につき2回まで)
- **派遣するアドバイザー** マンション管理士又は一級建築士
- **派遣時間** 1回につき2時間以内
- **派遣場所** 管理組合の集会室等
※会場費等を要する場合は、管理組合の負担となります。

お申し込みの際は、事前に住宅政策室まで御連絡ください。
先着順のため、受付を終了している場合があります。



分譲マンション管理アドバイザー派遣制度の利用方法



- ① まずは下記お問い合わせ先に事前相談の連絡をしてください。
後日必要な資料等をお持ちいただき、相談内容を確認します。
- ② 申請書の提出前に集会(総会)又は理事会の決議が必要です。
- ③ 派遣希望日の45日前までに「アドバイザー派遣申請書」を提出してください。
- ④ アドバイザー派遣決定後、市から「アドバイザー派遣決定通知書」を送付します。
- ⑤ アドバイザーと派遣日時・場所・相談内容について、調整を行ってください。
- ⑥ アドバイザーが現地へ伺い、勉強会等で助言や情報提供を行います。
- ⑦ 派遣終了後、14日以内に「アドバイザー派遣結果報告書(管理組合用)」を提出してください。

相談できる内容

- 管理組合の運営及び管理規約等に関すること
- 管理費及び修繕積立金等の財務に関すること
- マンション管理にかかる管理委託契約等に関すること
- 長期修繕計画の作成及び見直しに関すること
- 大規模修繕工事計画の作成及び見直しに関すること
- マンションの改修・耐震性の向上に関すること
- マンション建替えに関すること

ただし、次のような本制度の趣旨と合致しない業務は、派遣事業の対象となりませんので、御注意ください。

- 測定器等を使用した建物調査、劣化診断に関すること
- 工事仕様書を作成すること
- 設計、工事及び管理等の業務の受発注及び見積書の比較検討すること
- 設計、工事及び管理等の業務に関する業者を紹介すること
- 居住者間及び居住者と近隣住民との紛争解決及び権利調整に関すること
- マンションの瑕疵についての判断に関すること など

<お問い合わせ>

吹田市 都市計画部 住宅政策室 民間住宅支援担当
 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
 TEL:06-6384-1928(直通) FAX:06-6368-9902
 Mail:jutaksei@city.suita.osaka.jp

